

平成 24 年 9 月 29 日
福祉部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項および第 115 条の 12 第 1 項の規定により、下記のとおり指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を行う。

記

1 区内指定地域密着型サービス事業者

平成 24 年度練馬区地域密着型サービス事業者公募において選定した事業者について指定を行う。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	指定予定年月日
ジャパンケア中村橋	練馬区貫井 1-1-2 YK ビル	株式会社 ジャパンケアサー ビス	平成 24 年 11 月 1 日

2 区外指定地域密着型サービス事業者

事業所が所在する保険者との協議の結果、練馬区が利用を認めた被保険者に限る条件付きの指定を行う。

【認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定年月日
東電さわやかケア サポートとしま・ グループホーム	東京都豊島区北大 塚 2-12-15	東電パートナーズ 株式会社	9 名	平成 24 年 8 月 1 日